



保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (135)

◆国民健康保険のいろは

その8～医療費の自己負担が高額するとき（3）～



前号では、入院や外来で医療費が高額になる場合は、『限度額適用認定証』を提示することで窓口での支払いが限度額までとなることを紹介しました。今回は実際に入院のときに『限度額適用認定証』を使った場合の窓口での支払い例を紹介します。

入院のときに『限度額適用認定証』を使った場合の支払い例

【年齢】70歳未満 【1か月間の総医療費】100万円【自己負担割合】3割
 【所得区分】一般 **一か月の自己負担額80,100円** (医療費が267,000円を超えた場合、その1%を加算)

≪『限度額適用認定証』を使用した場合≫

窓口での支払い＝自己負担限度額 87,430円（※）＋保険外の費用＋食事の負担金
 （※）自己負担限度額＝80,100円＋（1,000,000円－267,000円）×1%＝87,430円

1か月の入院自己負担額（300,000円）

医療機関窓口で支払う金額（87,430円）

支払い不要（212,570円）

≪『限度額適用認定証』を使用しなかった場合≫

窓口での支払い＝自己負担額 300,000円＋保険外の費用＋食事の負担金
 （後日、高額療養費の支給申請をされることで、212,570円は払い戻しを受けることができます。）

1か月の入金自己負担額（300,000円）

医療機関窓口で支払う金額（300,000円）

自己負担限度額（87,430円）

後日、申請により払い戻し（212,570円）

大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成 24 年 7 月	4,591 人	274 人	4,865 人
	平成 23 年 7 月	4,753 人	314 人	5,067 人
医療費総額	平成 24 年 7 月	142,077,823 円	7,522,872 円	149,600,695 円
	平成 23 年 7 月	146,801,844 円	7,653,343 円	154,455,187 円
区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり医療費	平成 24 年 7 月	30,947 円	27,456 円	30,750 円
	平成 23 年 7 月	30,886 円	24,374 円	30,483 円



明るく輝くコミュニケーション
づくりが目的じゃ！

上町子ども会でも
イルミネーションやる
んだって！



行く！
行く！

